



どうなる!? どうする!? こんなどき

(第12回)

が必要であるかという国民の合意が必要ではないでしょうか。それにはいまの農政をもう一度原点に戻って整理してみるべきではないでしょうか。まず中国の急激な経済成長で穀物需要が逼迫しました。食料の大半を海外に頼るわが国は食料の安定供給が果たして可能かどうか。誰しも心配するところです。また農業には食料生産だけでなく国土保全など多面的な役割も期待されています。それを国民はどう評価しているのか。価格の問題もありますね。輸入の増加を招いた内外価格差を縮小しつつ、消費者の安全・健康ニーズに沿った農業生産はどこまで可能か。大いに議論が待たれるところですね。

Q: 本誌の愛読者である専業農業者にはどのようなインパクトがあるのでしょうか。

A: 農水省の若手官僚の考え方は、後継者不足など日本農業の現状を心配して

いますから、本心は専業農業経営者に軸足を置いた農基法の策定を目指したいところですが、そういうことは政治が簡単に認めないと思いますね。

Q: それは具体的にどのような点ですか。

A: 例えば、国民に問うポイントには「内外価格差縮小の観点から、農産物の価格決定を市場にゆだねること」とあります。これを実現するには、農業分野における規制緩和や米市場の開放をいつそう押し進めなければなりません。農業者が反発を強めることは必至でしょう。自民党農政族は「農家保護を覆すような議論はできない」と、早くも新しい農基法に牽制球をぶつけてきています。

Q: それで報告の指摘だけで十分ですか。

A: ウーン、肝心な点を落としているのではないのでしょうか。

Q: それは何ですか。

A: 農地の問題ですよ。現行農地法では農業の構造改革は絶対に無理ですからね。本誌の読者なら、くどくど説明しなくともおわかりいただけるでしょう。現行農地法を簡潔に整理すれば、農地所有者の権利を手厚く擁護した結果、新規就農を妨げることになっています。この農地法を抜本改革しなければ、どんな立派な作文を並べても絵に描いた餅にすぎません。

Q: それで報告は農地に関してどう書いてありますか。

A: 報告書の36頁に「農地の流動化のための法的枠組みについては、これまでにほぼ体系的に整備されたと考えられ

狙いは何か

る。しかし、今後、農地の流動化の一層の加速が課題となる中で、現在の法体系を含め、農地の流動化施策のあり方については十分な検討が必要がある」との簡単な記述があります。

Q: それはどういう意味ですか。

A: 農地流動化で現行農地法に大いなる問題点があることを暗に示唆しながら、農地法の全面改正には及び腰の態度のようです。農水官僚は、本当の農業改革を実現するには農地法の全面改正が必要だと認識していますが、諸般の事情でそれは難しいことはよく承知しているのです。農水官僚にしてみれば、それは政治家が判断すべき性質の問題であると

考えているのでしょうか。

Q: いずれ農地法の問題について取り上げて下さい。

A: はい、わかりました。

Q: 最後に、新しい農基法策定に向けてのスケジュールを教えてください。

A: 今回の報告書は、新しい農基法策定に向けて各方面に論議を促す呼び水のような役割を果たしています。農水省の上野博史事務次官は、「抜本改正に向けた本格的な議論はこれから。国民的な合意を得たい」(9月28日付け日経新聞)と説明しています。事務方では、2年後の策定を目指しているようですね。

Q: ありがとございました。

国民に問うポイント

- ▽世界的に食料不足が懸念される中、確保すべき国内農業生産の水準
- ▽WTO体制下での輸入農産物の国境措置の手法と水準
- ▽内外価格差縮小の観点から、農産物の価格決定を市場にゆだねること
- ▽農家の自主性尊重も考慮した米の生産調整のあり方
- ▽農業施策の専業農家への集中化
- ▽農業が持つ国土・環境保全など多面的機能への評価
- ▽中山間地域などの農家への直接所得補償の必要性と手法
- ▽都市住民にも開かれた快適な農村空間をつくるための土地利用のあり方
- ▽担い手確保の観点から、株式会社にも農地の取得を認めること